

タイ王国運輸省、タイ国有鉄道及び国土交通省と 都市開発推進に関する協力覚書を交換

令和2年12月15日(火)、独立行政法人都市再生機構(以下「UR都市機構」)は、タイ王国運輸省、タイ国有鉄道及び日本国国土交通省とバンコク・バンスー中央駅周辺における都市開発の事業推進について協力覚書を交換しました。

今後も都市開発分野における両国の協力関係を一層強化してまいります。



覚書署名時の様子

(左から Niruj 総裁、Chayatan 事務次官、野村国土交通審議官、中島理事長)

1. 締結日： 令和2年12月15日(火)
2. 署名者： タイ王国運輸省事務次官 Chayatan Phromsorn
タイ国有鉄道総裁 Niruj Maneepun
日本国国土交通審議官 野村正史
UR都市機構理事長 中島正弘
3. 覚書の概要：
 - バンスー中央駅周辺における都市開発推進について、締結者間で知識、アイデア及び経験を交換することによる相互協力の強化。
 - 日本国国土交通省及び独立行政法人都市再生機構は、日本の都市開発における政策及び事例をタイ王国運輸省及びタイ国有鉄道に共有。

【報道機関お問い合わせ先】

UR都市機構 本社 海外展開支援部 事業支援課 (電話) 045-650-0376
総務部 広報室 広報課 (電話) 045-650-0887

■ バンスー中央駅周辺地区の位置図



■ 覚書交換の背景

UR 都市機構は、バンズー中央駅周辺地区の都市開発について、これまで日泰都市開発ワーキンググループ及び独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」）の調査での助言、並びに JICA 専門家としてタイ国有鉄道へ都市開発技術者を派遣する等の協力を行ってきました。今般、当地区の事業推進について相互協力を強化するとの共通理解に至ったため、覚書を交換することとなりました。

■ UR 都市機構の海外展開支援業務について

新興国を中心とした世界の旺盛なインフラ需要を取り込むことは我が国の成長戦略の重要な柱であり、日本企業の海外展開を強力に推進するため、海外インフラ展開法（海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律）が平成 30 年 8 月 31 日に施行されました。

これに伴い、独立行政法人都市再生機構法も改正され、UR 都市機構には、拡大する世界の都市開発市場において、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、地区開発マスタープランの策定や、都市開発事業の事業性調査（F/S 調査）、さらに住宅の標準設計や改修基準の策定支援等の業務を実施することにより、日本企業が参入しやすい環境の整備を進めることが期待されています。